

改正後	改正前																				
(削除) 第50条 承認を受ける義務 第1項関係 1 承認の取扱い <u>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</u> (1) <u>清酒又はしょうちゅう乙類</u> 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間 (2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間 表 <table> <tr> <th>法条項</th><th>承認事項</th></tr> <tr> <td><u>法 50-1-1</u></td><td><u>法第3条第3号口に規定する清酒を製造する場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>法 50-1-4</u></td><td><u>ウイスキー類の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>令 56-2-1</u></td><td><u>砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>規則 16-0-1</u></td><td><u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)</u></td></tr> <tr> <td><u>規則 16-0-3</u></td><td><u>清酒等を原料としてリキュール類を製造する場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>令 56-3</u></td><td><u>砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>令 56-3</u></td><td><u>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>規則 17-0-1</u></td><td><u>ウイスキー類似スピリッツを製造する場合の承認</u></td></tr> <tr> <td><u>規則 17-0-2</u></td><td><u>砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認</u></td></tr> </table> 2 法第3条第3号口に規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い (1) 清酒の製造方法の承認基準について	法条項	承認事項	<u>法 50-1-1</u>	<u>法第3条第3号口に規定する清酒を製造する場合の承認</u>	<u>法 50-1-4</u>	<u>ウイスキー類の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</u>	<u>令 56-2-1</u>	<u>砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認</u>	<u>規則 16-0-1</u>	<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)</u>	<u>規則 16-0-3</u>	<u>清酒等を原料としてリキュール類を製造する場合の承認</u>	<u>令 56-3</u>	<u>砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認</u>	<u>令 56-3</u>	<u>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認</u>	<u>規則 17-0-1</u>	<u>ウイスキー類似スピリッツを製造する場合の承認</u>	<u>規則 17-0-2</u>	<u>砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認</u>	<u>第49条 検査を受ける義務</u> (省略) 第50条 承認を受ける義務 第1項関係 (新設) 1 法第3条第3号口に規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い (1) 清酒の製造方法の承認基準について
法条項	承認事項																				
<u>法 50-1-1</u>	<u>法第3条第3号口に規定する清酒を製造する場合の承認</u>																				
<u>法 50-1-4</u>	<u>ウイスキー類の原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</u>																				
<u>令 56-2-1</u>	<u>砂糖等を加えたしょうちゅうにアルコール又は砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合の承認</u>																				
<u>規則 16-0-1</u>	<u>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類とを混和する場合の承認(砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。)</u>																				
<u>規則 16-0-3</u>	<u>清酒等を原料としてリキュール類を製造する場合の承認</u>																				
<u>令 56-3</u>	<u>砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認</u>																				
<u>令 56-3</u>	<u>木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認</u>																				
<u>規則 17-0-1</u>	<u>ウイスキー類似スピリッツを製造する場合の承認</u>																				
<u>規則 17-0-2</u>	<u>砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認</u>																				

改正後	改正前
法第50条第1項第1号に規定する法第3条第3号口《清酒の定義》に規定する清酒を製造しようとする場合の承認は、次による。 イ アルコール使用限度数量 製造場ごとの原料用アルコール（連続式蒸留機及び連続式蒸留機以外の蒸留機により製造されたアルコールをいい、しょうちゅう及びスピリッツ（法第3条第5号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下の酒類をいう。）を含む。ただし、連続式蒸留機以外の蒸留機により製造されたものについては、米（米ぬかを含む。）、米こうじ、清酒及び清酒かすを原料とした自製酒（委託製造及び共同製造を含む。）に限る。以下同じ。）の使用数量は、その製造場が毎酒造年度（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に製造する清酒の原料として使用する白米1,000キログラムにつき280リットル（アルコール分100度に換算したもの。）を乗じて得た数量（この数量に1位未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1位にとどめる。以下この数量を「アルコール使用限度数量」という。）の範囲内とする。 ただし、同一国税局管内に2以上の製造場を有する製造者が一方の製造場の原料用アルコールの使用数量を減少することにより、他方の製造場の原料用アルコールの使用数量を増加することを希望するときであって、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場のアルコール使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場のアルコール使用限度数量とすることができる。 ロ （省略） ハ 増醸法による醸造 増醸法による醸造については、次による。 (イ) 製造場ごとの醸造に使用することができる原料白米の数量は、毎酒造年度に製造する清酒の原料として使用する白米数量の23パーセントに相当する数量（以下「増醸用原料白米使用限度数量」という。）の範囲内とする。	法第50条第1項第1号に規定する法第3条第3号口《清酒の定義》に規定する清酒を製造しようとする場合の承認は、次による。 イ アルコール使用限度数量 製造場ごとの原料用アルコール（連続式蒸留機及び連続式蒸留機以外の蒸留機により製造されたアルコールをいい、しょうちゅう及びスピリッツ（法第3条第5号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下の酒類をいう。）を含む。ただし、連続式蒸留機以外の蒸留機により製造されたものについては、米（米ぬかを含む。）、米こうじ、清酒及び清酒かすを原料とした自製酒（委託製造及び共同製造を含む。）に限る。以下同じ。）の使用数量は、その製造場が毎酒造年度に製造する清酒の原料として使用する白米1,000kgにつき280ℓ（アルコール分100度に換算したもの。）を乗じて得た数量（この数量に1位未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1位にとどめる。以下この数量を「アルコール使用限度数量」という。）の範囲内とする。 ただし、同一国税局管内に2以上の製造場を有する製造者が一方の製造場の原料用アルコールの使用数量を減少することにより、他方の製造場の原料用アルコールの使用数量を増加することを希望するときであって、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場のアルコール使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場のアルコール使用限度数量とすることができる。 <u>なお、この場合にあつては、国税局長は、それぞれの製造場の所在地の所轄税務署長に対し、その旨を通知する。</u> ロ （同左） ハ 増醸法による醸造 増醸法による醸造については、次による。 (イ) 製造場ごとの醸造に使用することができる原料白米の数量は、毎酒造年度に製造する清酒の原料として使用する白米数量の23%に相当する数量（以下「増醸用原料白米使用限度数量」という。）の範囲内とする。

改正後	改正前
ただし、同一国税局管内に２以上の製造場を有する製造者が、一方の製造場の増醸法による醸造に使用する原料白米の数量を減少することにより、他方の製造場の増醸法による醸造に使用する原料白米の数量を増加することを希望するときであって、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場の増醸用原料白米使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場の増醸用原料白米使用限度数量とすることができる。 (ロ) 令第２条各号に掲げる原料のうち、増醸法による醸造において使用を認める原料は、でん粉、原料用アルコール、ぶどう糖、水あめ、こはく酸、乳酸、くえん酸、グルタミン酸ソーダ及び清酒に限ることとし、そのうち原料用アルコールの数量は、各仕込みに使用する白米の数量に白米1,000キログラムにつき2,400リットル（アルコール分を30度に換算した数量）を乗じて得た数量とする。 ただし、各仕込みを通じて最終仕込みを増醸法による醸造で行う場合のその最終の一仕込み分については、原料用アルコールに過不足を生じさせないようにするために、上記により使用する原料用アルコールの数量を５パーセントの範囲内で増減した数量とすることができる。 (注) でん粉、原料用アルコール、ぶどう糖、水あめ、こはく酸、乳酸、くえん酸及びグルタミン酸ソーダの合計使用数量は、法第３条第３号口の但し書に規定する限度を超えないように留意する。 (2) 清酒の製造方法の承認基準の特例取扱い 令第２条各号に掲げる一部の原料については、(1)のイからハに定めるところにより、その使用を制限することとしているが、当分の間、この制限している原料を使用して次による試験醸造を実施したいとする希望を有している者及びリンゴ酸を使用したいとする者に対しては、(1)のイからハにかかわらず、<u>次の範囲において、これを認めて差し支えない。</u>	ただし、同一国税局管内に２以上の製造場を有する製造者が、一方の製造場の増醸法による醸造に使用する原料白米の数量を減少することにより、他方の製造場の増醸法による醸造に使用する原料白米の数量を増加することを希望するときであって、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場の増醸用原料白米使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場の増醸用原料白米使用限度数量とすることができる。 <u>なお、この場合にあっては、国税局長は、それぞれの製造場の所在地の所轄税務署長に対し、その旨を通知する。</u> (ロ) 令第２条各号に掲げる原料のうち、増醸法による醸造において使用を認める原料は、でん粉、原料用アルコール、ぶどう糖、水あめ、こはく酸、乳酸、くえん酸、グルタミン酸ソーダ及び清酒に限ることとし、そのうち原料用アルコールの数量は、各仕込みに使用する白米の数量に白米1,000kgにつき2,400ℓ（アルコール分を30度に換算した数量）を乗じて得た数量とする。 ただし、各仕込みを通じて最終仕込みを増醸法による醸造で行う場合のその最終の一仕込み分については、原料用アルコールに過不足を生じさせないようにするために、上記により使用する原料用アルコールの数量を５％の範囲内で増減した数量とすることができる。 (注) でん粉、原料用アルコール、ぶどう糖、水あめ、こはく酸、乳酸、くえん酸及びグルタミン酸ソーダの合計使用数量は、法第３条第３号口の但し書に規定する限度を超えないように留意する。 (2) 清酒の製造方法の承認基準の特例取扱い 令第２条各号に掲げる一部の原料については、(1)のイからハに定めるところにより、その使用を制限することとしているが、当分の間、この制限している原料を使用して次による試験醸造を実施したいとする希望を有している者及びリンゴ酸を使用したいとする者に対しては、(1)のイからハにかかわらず、これを認めて差し支えない。

改正後	改正前
<u>イ・ロ</u> （省略） <u>ハ</u> <u>ニ</u>及び<u>ホ</u>において使用を認めるアルコール及びしょうちゅうには、(1)のイに定める原料用アルコールのほか、令第2条第1号に掲げる物品を原料として連続式蒸留機以外の蒸留機により製造したものを含む（以下この(2)において「原料用アルコール」という。）ものであること。 なお、製造場ごとの原料用アルコールの使用数量は(1)のイに定めるところによるものであること。 <u>ニ・ホ</u> （省略） <u>ハ</u> 製造した清酒については、業界関係者、一般消費者等に試飲（有料を含む。）させ意見を求めることとし、原則として、通常の流通ルートによる販売は行わないものであること。 <u>(注)</u> <u>試験醸造に係る法第50条《承認を受ける義務》第1項第1号の規定に基づく清酒の製造に関する承認は、試験醸造以外のものと区分して受けることに留意する。</u> なお、試験醸造を実施した者は、製造場ごとに試験醸造した清酒の製造状況、清酒の評価等を税務署長あて提出させることに留意する。	<u>イ</u> <u>試験醸造の範囲</u> <u>(1)・(ロ)</u> （同左） <u>(ハ)</u> <u>(ニ)</u>及び<u>(ホ)</u>において使用を認めるアルコール及びしょうちゅうには、(1)のイに定める原料用アルコールのほか、令第2条第1号に掲げる物品を原料として連続式蒸留機以外の蒸留機により製造したものを含む（以下この(2)において「原料用アルコール」という。）ものであること。 なお、製造場ごとの原料用アルコールの使用数量は(1)のイに定めるところによるものであること。 <u>(注)</u> <u>原料用アルコールの重量の計算方法は次によること。</u> 1 <u>使用原料用アルコール数量(ℓ) × 使用原料用アルコールのアルコール分(度) = 純アルコール数量(ℓ)</u> 2 <u>純アルコール数量(ℓ) ÷ 0.95 = アルコール分95度換算数量(ℓ)</u> 3 <u>アルコール分95度換算数量(ℓ) × 95度アルコール1ℓ当たりの重量(0.8161kg) = 原料用アルコールの重量(ℓ)</u> <u>(ニ)・(ホ)</u> （同左） <u>(ハ)</u> 製成酒については、業界関係者によるきき酒のほか一般消費者に試飲（有料を含む。）させ意見を求めることとし、原則として、通常の流通ルートによる販売は行わないものであること。 <u>ロ</u> <u>試験醸造に係る承認申請等</u> <u>(1)</u> <u>試験醸造を実施しようとする者がある場合には、試験醸造に係る法第50条第1項第1号の規定に基づく清酒の製造に関する承認は、試験醸造以外のものと区分して受けさせるものとし、当該試験醸造開始1か月前までに申請させる。</u> <u>(注)</u> 「酒類の製造・移出等承認申請書」の「申請の具体的内容」欄の記載に当たっては、

改正後	改正前
	<u>仕込区分ごとの製造本数、製造見込数量、使用原料の明細及び製造方法等の詳細を添付させること。また、「行為年月日」欄には、試験醸造期間（仕込みから製成までの予定期間）を記載させること。</u> <u>(ロ) (イ)の承認申請書を受理した税務署長は、当該試験醸造計画がイの規定に抵触しないと認められる場合に限り承認を与える。</u> <u>なお、税務署長は、当該承認申請書（決議書）の写しを速やかに国税局（酒税課及び鑑定官室（沖縄国税事務所にあっては間税課））へ送付する。</u> <u>(ハ) 鑑定官室は、当該試験醸造について醸造技術指導を行うとともに、必要な資料の収集を行う。</u> <u>(注) 試験醸造を実施しようとする者に対しては、(イ)の承認申請書を提出する前に、製造方法及び試験醸造期間等について鑑定官室と協議させること。</u> <u>八 試験醸造結果の申告及び報告等</u> <u>(イ) 試験醸造を実施した者には、製造場ごとに次の申告書を、それぞれの提出期限までに税務署長あて提出させる。</u> <u>A 「平成 酒造年度 清酒製造状況等申告書（試験醸造分）」（以下この八において「製造状況等申告書」という。）：酒造年度ごとの試験醸造結果を取りまとめ、当該酒造年度の試験醸造終了後速やかに</u> <u>B 「試験醸造清酒の評価等申告書」（以下この八において「評価等申告書」という。）：翌酒造年度10月末日</u> <u>(ロ) 税務署長は、製造状況等申告書を取りまとめ、国税局長あて報告する。</u> <u>また、評価等申告書については、その写しを速やかに国税局酒税課（沖縄国税事務所にあっては間税課）へ送付する。</u> <u>(ハ) 国税局長は、(ロ)の報告を取りまとめ国税庁長官に報告する。</u> <u>また、評価等申告書については、その写しを速やかに国税庁酒税課へ送付する。</u> <u>(注) (ロ)及び(ハ)の報告書は、「平成 酒造年度 清酒製造状況等報告書(試験醸造分)」によること。</u>

改正後	改正前
<u>3</u> 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い 法50条第1項第2号に規定する清酒にアルコール等を加える場合の承認は、次による。 (1) 普通醸造法により製造した清酒にアルコールを混和する場合は、混和される清酒に使用したアルコールと混和するアルコールの総量が1に定めるアルコール使用限度数量を超えず、かつ、混和するアルコールの数量が令第50条《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》第2項の規定により混和することができる数量を超えない場合に限り承認を与える。 (2) 増醸法により製造する清酒の仕込時期に、風水害、雪害等やむを得ない理由のためにアルコールが入手できなかったため、製造方法の申告をした原料として使用するアルコール数量が使用できずに製造した清酒に対し、アルコール混和の申請があった場合は、混和するアルコールの数量が令第50条第2項の規定により混和することができる数量を超えず、かつ、混和される清酒に使用したアルコールの数量と混和するアルコールの数量との合計数量がアルコール分30度に換算して混和される清酒に使用された白米1,000キログラム当たり2,400リットルを超えない場合に限り承認を与える。 <u>4～8</u> （省略） （削除） <u>9～15</u> （省略） （削除） 第50条の2 届出義務 第1項関係 1 酒類を詰め替える場合の届出の取扱い 法第50条の2《<u>届出義務</u>》第1項第1号に規定する酒類を詰め替える場合の届出の取扱いは、次による。 (1)・(2) （省略） 第2項関係 <u>1</u> 「亡失」の意義 法第50条の2《<u>届出義務</u>》第2項第1号に規定する「亡失」とは、天災及び人災により酒類、酒母又はもろみが滅失したことをいう。	<u>2</u> 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い 法50条第1項第2号に規定する清酒にアルコール等を加える場合の承認は、次による。 (1) <u>法47条第1項の規定により普通醸造法により製造する旨の製造見込申告をし、事後においてアルコールを混和する場合は、混和される清酒に使用したアルコールと混和するアルコールの総量が1に定めるアルコール使用限度数量を超えず、かつ、混和するアルコールの数量が令第50条第2項の規定により混和することができる数量を超えない場合に限り承認を与える。</u> (2) <u>法47条第1項の規定により増醸法により製造する旨の製造見込申告をしたにもかかわらず、風水害、雪害等やむを得ない理由のためにアルコールが仕込時期に入手できず、申告した方法によりアルコールが使用できずに製成した清酒に対し、アルコール混和の申請があった場合は、混和するアルコールの数量が令第50条第2項の規定により混和することができる数量を超えず、かつ、混和される清酒に使用したアルコールの数量と混和するアルコールの数量との合計数量がアルコール分30度に換算して混和される清酒に使用された白米1,000kg当たり2,400㍓を超えない場合に限り承認を与える。</u> <u>3～7</u> （同左） <u>8</u> <u>ウイスキー原酒等を混和する場合の承認の取扱い</u> （省略） <u>9～15</u> （同左） <u>16</u> <u>事前包括承認の取扱い</u> （省略） 第50条の2 届出義務 第1項関係 1 酒類を詰め替える場合の届出の取扱い 法第50条の2第1号に規定する酒類を詰め替える場合の届出の取扱いは、次による。 (1)・(2) （同左） （新設）

改正後	改正前
<u>2 亡失数量が少量の場合の取扱い</u> <u>酒類を亡失した場合の届出は、1回の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1か月の範囲内において一括して届出しでも差し支えない。</u> <u>3 「その他の事由」の範囲</u> <u>次に掲げる事由は、法第50条の2《届出義務》第2項第2号に規定する「その他の事由」として取扱う。</u> <u>(1) 残しビール等を発酵容器から取り出す時点において、廃棄することが確定している場合</u> <u>(2) 長期在庫品等で酒類の安全性及び品質の確保の観点から廃棄処分する場合</u> <u>4 腐敗等の届出の取扱い</u> <u>法第50条の2《届出義務》第2項第2号の届出において、次の場合については、1か月の範囲内において一括して届出しでも差し支えない。</u> <u>(1) 第50条の2の第2項関係の3 「その他の事由」の範囲 の(1)の場合</u> <u>(2) 製造工程中に発生する不合格品等をその製造設備の構造上、廃棄設備に直接送り廃棄される場合であって、廃棄の数量等を帳簿に明瞭に記載している場合</u> 第53条 当該職員の権限 第1項関係 <u>1 「当該職員」の意義</u> <u>法第53条第1項に規定する「当該職員」とは、国税庁、国税局、税務署又は税関の職員（事務官、技官の別を問わない。）であって、酒税に関する調査又は検査を担当する課、係、部門等に所属する者をいう。</u> <u>2 （省略）</u>	第53条 当該職員の権限 第1項関係 （新設） <u>1 （同左）</u>